

原告団

ニュース119号

目次	裁判報告・・・・・・・・・・	1
	日本原燃に対する内部告発記者会見・・	7
	日本原燃に対する質問状・・・・・・・・	8
	省庁交渉の限界・・・・・・・・・・	9
	寄稿 日本民族存亡の危機・・・・・	10
	核燃などを巡る動き・・・・・・・・・・	11
	お知らせなど・・・・・・・・・・	12

次回裁判 2019年3月8日(金) 午後1時15分～ 青森地方裁判所 円卓会議
午後1時30分～ 青森地方裁判所 口頭弁論

裁判報告

代表(弁護士) 浅石 紘 爾

第1 原子カルネッサンス終焉の兆し

1. 日本原燃トップの交代

平成もまもなく終わろうとしているのに、予定より25年本格稼働が遅れている六ヶ所再処理工場は休眠状態のままである。数々の保安規定違反(最近では高レベル廃液貯蔵建屋内の汚染ポンプが建屋外に放置していた事件)が発覚したり、事業変更許可申請に不備があるため適合性審査の合格通知が延々となり、その責任を問われるかのように、日本原燃の社長交代が行われた。

増田新社長は新春インタビューで、自分は社内の出来事を翻訳して地域の皆さんへ伝えることが信頼関係を築くことにつながると所信を表明した。しかし、翻訳は不要であり、生の情報を公表することの重要性をまだわかっていない。隠蔽体質という地雷をかかえた日本原燃が自滅する要因はたくさんある。

原告団は、今後とも同社の不正と工場が内包する危険性をえぐり出し、2021年上期の本格稼働を阻止する活動が続けることを、年頭の決意とします。

2. 原子力政策の綻びが顕著に

(1) 後始末コスト

年末年始の新聞一面のトップに日本原子力研究開発機構管轄の東海再処理工場、もんじゅ

を含む79施設(青森県は原船むつ)の廃止費用が1兆9千億円に上ること(2018.12.26発表)。ちなみに六ヶ所再処理工場はエネ庁の試算で1兆6千億円。原発輸出が中止、撤退になった記事が大きく取りあげられていた。

直接再処理の是非に触れているものではないが、いずれの記事も再処理の経済的合理性と原子力産業の衰退、ひいては再処理の必要性を否定するものである。他方、地元紙では、使用済燃料の中間貯蔵問題が県民の関心を引いた。

(2) 原発輸出失敗と原子力産業の衰退

安倍政権の原発輸出計画は、1件も実現できずに幕を下ろす気配が濃厚である。毎日新聞の社説は「総崩れの原発輸出」と酷評した。

国・地域	メーカー	現状
① 英国	日立	2基計画。事業費高騰で出資企業探しなどが難航
	東芝	巨額損失計上で海外原発事業から撤退。英子会社を清算
② リトアニア	日立	2012年の国民投票で建設計画を否決
③ トルコ	三菱重工	事業費高騰などで実現困難に
④ ベトナム		10年に日本政府と建設に合意したが、16年にベトナム政府が計画中止
⑤ 台湾	日立、東芝、三菱重工	14年に台湾政府が計画の凍結を発表
⑥ 米国	東芝	巨額損失発生で17年に米子会社が経営破綻

2019.1.4 毎日新聞

フクシマの根本的原因究明もなされないまま、新規制基準の策定という安全神話作りが繰返されるなか、原発御三家の野望は墜えた。

国内での原発新增設はエネルギー基本計画に盛り込まれていないので、原発メーカーが活路を見出そうとした海外での原発建設は、一基1兆円という建設費の高騰化をクリアできない限り、極めて困難な状況に陥っている。電力市場は原子力から再生可能エネルギーにシフトを移している。

基本計画は、原子力を主力電源と位置付けているものの再生可能エネルギーの開発を重視し、再処理については中・長期的に柔軟な対応をすると（状況次第では廃止もありうるの意）明記している。

他方、現在再稼働が認められた原発は5原発9基にすぎず、東海第2原発のように、再稼働は地元同意が障壁となって、10基目以降の再稼働は極めて不透明である。

原発の再稼働停滞で、厄介者の使用済燃料がこれ以上増えそうもないこと。既存の燃料についても、原子力委員会は余剰プルトニウム削減方針を打ち出したことなどから、いよいよもって、再処理の必要性はなくなり、再処理政策の抜本的見直しは必至である。

（3）使用済燃料の貯蔵問題とむつ市RFS

使用済燃料の貯蔵能力が限界に達し、原発再稼働に支障をきたす深刻な状況が表面化してきた。特に原発依存度が高い関西電力は、使用済燃料の中間貯蔵場探しに躍起になっている。

関西電力は、福井県に対し、原発再稼働の条件として使用済燃料の施設外搬出を約束したが、白羽の矢が立った地元からは強い反対が起こり難航、2018年内の中間貯蔵場探しを断念した。

その経過の中で関電は、東京電力と日本原電が共同出資したむつ市のリサイクル燃料備蓄センター（RFS）に目をつけて緊急避難的に共同参画を働きかけたようであるが、むつ市

長は、協定事業者であるむつ市の頭越しに搬入、使用交渉をするのはけしからんと憤慨し、強く反発した。

そうこうしているうちに、RFSはむつ市に対し、2018.12.21に、「2018年後半としていた操業開始目標時期」を3年後の「2021年度の見込み」と、7度目の変更をした。これに対する同市長の反応は、この申し入れを拒否した上で、「確実な操業工程の提示がなされたと判断したときは、政治生命をかけて受け入れる」と批判。

他方で、国と県に対しては使用済燃料の全量再処理政策の継続を求め、地元に対する交付金、補助金の配分や地域振興を求めた。早く操業してもらって核燃マネーを手中にしたというのが市長の本音と思われる。そうすると、条件次第で関電も含め全国の原発からの使用済燃料がむつ市に搬入されかねない。

いずれにしても、中間貯蔵場探しは原発サイトの内外を問わず極めて困難であり、結局は国内唯一の既存のRFS（増設もあり得る）がまっ先に狙われることになる。

使用済燃料の直接処分も検討されているとは言え、ガラス固化体の最終処分場選定はマップの作成にとどまり、全く見通せない状況にある。

施設名	廃止期間(推定)	費用(億円)
東海再処理施設	2020年	7700
もんじゅ	2024年	1800
ふくしま	2025年	747
茨城	19~30年	430

【注】東海再処理施設の廃止期間などは、東海再処理施設の廃止期間を仮定して算出した。もんじゅの廃止期間は、もんじゅの廃止期間を仮定して算出した。ふくしまの廃止期間は、ふくしまの廃止期間を仮定して算出した。茨城の廃止期間は、茨城の廃止期間を仮定して算出した。

2018.12.27 朝日新聞

（4）まとめ

以上のように、3・11を契機に、原子力が安

い電気を供給できる技術でない事実が明白となり、発電後の後始末にも気が遠くなるようなコストがかかるばかりか、後始末の方策さえ見出せない苦境に陥っている。原子力部門を切り捨てないと、東芝の例を挙げるまでもなく、会社ぐるみの破綻を覚悟しなければならない状況が現実のものとなっている。まさに原子力カルネッサンス終焉の時代に突入したと言えよう。エネルギー源として1kwの役割も果たせない再処理など論外であり、もんじゅ同様、一日も早い廃止措置を講じるべきである。

第2 再処理裁判

1. 新規制基準批判の準備書面提出

【はじめに】

今回は、再処理工場に係る新規制基準（2013年11月策定）批判（その1）として

⑦「再処理規制基準に係る規制機関の不適合性と基準の不合理性（その1、立地評価の放棄、地盤の変位の項目）」（準備書面（159））

④「航空機落下確率評価基準適用の誤り（その1）」（準備書面（160））

を、陳述しました。

今回の準備書面（161）は、基準批判の各論の続編となります。

【準備書面（161）—新規制基準批判（その2）】

（1）外部人為事象（航空機落下）

新規制基準の不合理性

① 故意を除外した不合理性

新規制基準（§9）は、事故原因として自然現象のほかに外部人為事象を取り上げ、その事例として飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等（本件では石油備蓄基地）の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害をあげている。ところが、何を血迷ったのか、そのうちから「故意によるもの」を除外してしまったのである。これらの事象が故意以外即ち過失又は不可抗力によって発生するとは限らず、むしろ意図的、攻撃によって

引き起こされるケースの方が、より多く予想される。原子力施設が格好の武力攻撃・テロ攻撃のターゲットにされたり、サイバー攻撃の対象とされることは、現実的な危機であり、これに対処する具体的措置を講じなければならない時代になってきているのである。9.11の大型航空機によるテロが六ヶ所再処理施設で再現されない保証など全くないし、サイバーテロは世界各地で起きている。



2001.9.11 アメリカ同時多発テロ事件

事象から故意を除くことは重大事故対策の実効性を大きく損なうものであり、「重大事故等対処設備」の保管場所を特設すること（§33.3.4）で対応できるものではない。

では、何故再処理工場の場合に、このような故意除外となったのであろうか。

その理由は、極めて単純であり、再処理施設は、多数の建屋（使用済燃料プール、前処理建屋、精製建屋、貯蔵建屋など）が複合的に結合した巨大な施設（用地面積380万㎡ 海外返還廃棄物貯蔵施設を含む）であるため、武力攻撃や航空機墜落に対応する防護措置上の補強が事実上不可能だからである。結局、補強には莫大なコストがかかり費用対効果（採算性）の観点から、防護対策すなわち安全性が犠牲にされているのである。

重大事故の福島の大惨事に鑑みて、被害拡

大防止の観点から「可搬型の重大事故等対処設備（例えば電源車、冷却水ポンプなど）の準備を義務付け、故意による航空機墜落に備えて、保管場所の頑健性を要求しているが、施設が破壊された場合は大量のジェット燃料の大火災、建屋破壊が生じるから、公衆被ばくを防止、緩和できるとは到底考えられない。

やはり、人為事象の発生原因を故意によるものも含め想定可能な広い範囲の事象とすること、これに耐えられる頑丈な構造物とするよう基準の抜本的見直しがなされなければならない。

② 確率基準の不合理性

ア．事事故例は、直近の20年間、落下地点は陸上落下確率（海上落下は対象外）の全国平均を採用。

落下確率は 10^{-7} （回／炉・年。1000年に1回）を超えないこととされている。

イで述べるように全国平均を採用。しかし、20年間という長期間中に起きた数少ない事例を基本にすること、海上落下を除外したことは合理性に欠ける。

イ．外部人為事象のうち航空機落下事故の防止対策は「実用発電用原子炉施設の航空機落下確率評価基準」によって防護設計が確認されるものとされている。

この基準によると、自衛隊機または米軍機の落下確率を評価するにあたり、施設上空に訓練空域が存在するか否かで2分し、施設上空に訓練空域がない場合は、一律に、最近20年間の1年当たりの墜落事故件数を「全国土面積から全国の陸上の訓練空域の面積を除いた面積」で除して、落下確率を評価している。これは、訓練空域直下以外の落下確率が全国一律であることを前提とするものである。

しかしながら、航空機の墜落事故が、日本全国どこでも均一の確率で起こるという考えは、到底、合理的なものとは言えない。

実際の事故例に基づいて計算すると、基地近傍の方が約20倍となる。

（２）重大事故対策の不備

① 重大事故の定義

重大事故とは、設計基準事故（発生頻度が運転の異常な過渡変化より低く、事故が発生すると多量の放射性物質が放出するケース）より厳しい条件の下において発生する。⑦臨界、④蒸発乾固（高レベル廃液の冷却失敗によって起きる）、⑦水素爆発、⑤有機溶媒火災・爆発、④使用済燃料の貯蔵設備内損傷、⑦放射性物質の漏洩を指す（§1の3）。

しかし、新基準が定める重大事故対策には次のような不備がある。

② 対策の不備

ア．不完全な閉じ込めの機能

本施設では、放射性物質はセル若しくは建屋内に閉じ込め、これらは常時負圧に保つこととされている。気圧は建屋外、建屋内、セル内、機器内の順に低くし、放射性物質が外側の区域に漏れ出ないように設計され、最も圧力の低い機器群からの排気ガスは廃ガス処理系（吸収塔、洗浄塔、高性能粒子フィルタ、排風機など）を通じて排気筒より外部に放出される。

しかしながら、臨界、蒸発乾固、水素爆発などの重大事故発生の際には、常時使用している廃ガス処理系あるいは換気系への流路を遮断し、発生したガスを他セルへと導出することで、圧力の分散や放射性物質の減衰、導出先セル内での沈着を図っている。最終的に、臨界事故の場合にはさらに建屋内への漏洩を覚悟し、蒸発乾固や水素発生の場合には高性能粒子フィルタと排風機からなる可搬式の排気系を経由して排気筒からの管理放出が行われるとしている。

この場合、建屋内に滞留した放射性ガスは廊下やドア、開口部の隙間を通じて各室に拡散し、やがて、建屋の隙間を通じて外気にも拡散するであろう。建屋への放射性物質の拡散・滞留による各室、廊下等の汚染は、作業環境の悪化を招来し、緊急収束作業を著しく

阻害する要因となる。日本原燃によって想定されている事故収束シナリオは、この建屋内拡散の要素が考慮されておらず、あまりにも楽天的な想定といえよう。

イ. 非現実的な建屋外漏えい時の対策

汚染ガスの建屋内への導出や漏えいにより建屋内が正圧となれば、次に汚染ガスは建屋隙間から外部に漏れ出す。工場外への放出を抑制するために、建物周囲に可搬型の放水砲および必要な水量を移送する大型ポンプを配置することとしているが、あまりにも戯画的な対策といえる。

建屋からの放出ガスは、一部の水蒸気を含んだ白煙以外に可視化はされず、また夜間の視認は不可能である。放水にて放射性物質を叩き落とせる効果はほとんど皆無といえるだろう。

ウ. 可搬型対処設備への依存

㊦ 日本原燃は、重大事故等対処設備として可搬型の諸設備（電源車、冷却水ポンプ、ホース、配管、ダクト、ケーブル、高性能粒子フィルタ、排風機、計器、等々）の準備を行なうとしている。規則第33条は、本来、最小限であるべき重大事故へ対処のための可搬型設備の濫用を許し、結果として極めて脆弱な重大事故対策となっている。

㊧ 重大事故の発生が自然事象に因る場合には、敷地内外に大きな影響が及び、地震であれば、地割れ、道路損壊、倒壊物等による資機材や人員（敷地外からの駆けつけ応援も含む）の運搬への支障が生じる。また、雪害の場合は降雪によるアクセスの困難、火山噴火による降灰の場合はアクセスの困難に加えて、電線・電気設備への障害やフィルタの目詰りによる非常用発電機の運転停止が起こりうる。作業が夜間に及べば、投光器や非常用照明に頼らざるをえず、作業への支障のみならず作業員の安全への懸念も生じる。このような環境にあって、必要な人員と資機材が現場に予定通り到着するとは限らず、また、作業の順

調な進捗も阻害される可能性は大きい。

また、自然災害による重大事故の発生は再処理施設内の各所で同時に起こりうる事象であり、作業の優先順位や人員の適切な配置の決定等、マニュアルでは事前に定めきれない指示系統やマネジメントに多くの障害が予想される。

ちなみに、日本原燃の本件事業変更許可申請（補正書を含む）においても、当然のことながら、上述した各障害への具体的な対応策は見当たらない。自然災害による作業環境の悪化事象の予測とその解消手段、有効性評価が欠落したままの必要人員や所要時間の見積もりは「絵に描いた餅」といえる。

㊨ 例えば、危険物や可燃物を扱うプラント設備では、実液や実ガスを流す前に、取り付けた機器やダクト、配管の接続部に漏れ試験（リークテスト）を必ず実行する。当該系内に「内圧」をかけて接続部に外側から石けん水をかける等で漏れ箇所を検知し、必要に応じた補修を行なう。しかし、日本原燃の手順ではその工程が省かれている。規制基準による要求もない。組み立て後のリークテストを省略し、完全密閉の保証のないままの、いきなりの放射性物質を含んだ実液、実ガスでの運転はフランジ等の接続部からの放射性物質の漏れリスクの大きい危険な手順である。

㊩ 従って、百歩譲って、日本原燃の提案する重大事故対策を認めるにしても、上述してきたように膨大な作業量、作業環境への懸念、接続部からの放射性物質の漏えいリスクを考慮するならば、関連する全ての設備を常設設備とすべきである。

資材はすでに揃っている。非常時に可搬設備の設置が可能ならば、事前の据え付けは更に容易かつ、漏れ試験も含めて確実に実施できる。重大事故発生後の可搬型設備への依存は最悪の設計思想と言わざるを得ない。重大事故等対処設備は全て常設とし、予備数セットを安全な保管場所に準備すべきである。

エ、不足している重大事故対処設備の耐震性能とその対策の不備

本施設は、耐震裕度の不当なかさ上げが行われて耐震性能に欠けているばかりか、工場着工後四半世紀を超え、施設の什器・設備は老朽化しているが、新基準はその対策を講じていない。

2. 検証申出

渡辺東洋大教授がつとに指摘する再処理施設直下の六ヶ所断層は地表面に顕れた露頭の撓曲状態を観察することによって証明できます。その痕跡が六ヶ所村尾駁野附に存在する露頭（これを渡辺教授は「露頭4」と呼んでいる）です。

原告団は、大陸棚外縁断層という海域の活断層と陸域では六ヶ所断層の活動性が再処理工場の安全性を脅かす最大の自然災害の一つと位置付けています。

その立証の重要な方法の一つとして露頭4の検証を申出たものです。

この露頭は内陸から太平洋に向かって約2度の傾斜を持った地盤で、変動地形学的な見地から明らかな撓曲地形です。この様な地形をもたらした原因は、過去において地下の逆断層が動いたためです。

原告団の申出に対し、被告は、検証は検証目的物（露頭）の加工の作業を伴うので検証の範囲を超えていること及び検証をしなくても露頭4の写真やスケッチが残っているので、これで替えることができるという理由で、検証の却下を求めました（平成30年11月30日付意見書）。

しかし、露頭の形状を正確に観察しようと思えば、最低でも、その表面を「ねじり鎌」を使って削る必要があり、そうすることによって地表面の状態の把握が可能となります。その作業は露頭の同一性を害するものではなく、検証の補助的手段として不可欠の手段です。

また、写真やスケッチは、露頭の細部まで表現しておらず、しかも地層の傾斜、方向性

など撓曲判断の基本要素を観察するには不十分です（原告の平成30年12月7日付反論書）。

検証の採否は次回裁判に持ち越されました。過去に低レベル裁判で同じ青森地裁が断層の検証を実施し、被告側もこれに異議を唱えなかったことも合わせて強調し、裁判所に採用を強く要請しました。

3. 被告側立証

自然現象の一つである竜巻についての新規制基準概説が準備書面（47）で説明されました。基準は規則の9条1項ですが、適合性審査にあたっては、「竜巻ガイド」が参考とされます。

ガイドは日本で過去に発生した竜巻による最大風速を設定し、施設が耐えられる設計をするとしています。これまで青森県や下北地方で竜巻が発生し、その被害が問題になった経験はありません。

第3 次回裁判

今回は2019年3月8日（金）午後1時15分ラウンド法廷、1時30分から口頭弁論です。

原告団からは、引続き新規制基準批判（その3）と変更許可申請中の重大事故対策の不備についての準備書面を提出する予定です。検証採否の結論も出ると思われます。

多数の傍聴をお願いします。

日本原燃に対する内部告発

昨年の暮れに、日本原燃の社員と思われる人から内部告発状が原告団に送られてきました。MOX燃料加工工場の設備機材を、法令（原子炉等規制法第16条の2第1項）に違反して、設工認が下りる前に先行（事前）発注しているのも、その違反体質を糾弾したいという内容でした。

日本原燃に質問状（8頁）を送り、その回答をふまえて報道各社への会見をした結果、2社が記事にしてくれましたが、告発者の方には、この紙面もしくは原告団のHPを通じて報告に代える次第です。

日本原燃には再質問状を、原子力規制委員会規制庁は別途質問状を送りました。回答は公表予定です。



2018.12.7 記者会見の様子

**MOX工場工事
法令違反を指摘**
1万人訴訟原告団

核燃サイクル阻止1万人訴訟原告団（浅石結爾代表）は7日、青森県庁で記者会見し、六ヶ所村のMOX（フルトリウム・ウラン混合酸化物）燃料工場の工事で、日本原燃が法令違反をしている可能性があるとして、指摘した。一方、原燃は取

材に「法令に基づき適切に対処している」と否定した。原告団によると、10月下旬に原燃社員とみられる人物から内部告発状が届いた。告発文は、原子力規制委員会から工事認可を受けてから発注すべき機材を認可前に発注したとの内容。発注先の企業名のほか、原燃が先行発注に伴って改正した内規とみられる

文書が添付されていた。浅石代表は、原燃に質問状を送付したが、納得のいく回答は得られなかったとし、「一般の民間企業なら認可後に機材が変わっても企業の負担で済むが、国の認可法人から事業委託を受ける原燃の場合は違う」と強調。今後、原燃や原子力規制庁に対して質問状を送付し、追及していく考えを示した。（桑田友入）

2018.12.8 デーリー東北

2018年12月6日

核燃サイクル阻止1万人訴訟原告団
代表 浅石 結爾 殿
(FAX:0178-47-2321)

日本原燃株式会社
電話：0175-71-2000
FAX：0175-71-2136

FAX 送信のご案内

件名：質問状への回答について

先般、受領した質問状(2018年11月28日付)についての回答を送信いたします。

回 答

- ・ MOX燃料加工施設の設計および工事の方法の認可申請については、工事が長期間となるため4回に分割して申請することとし、現在までに2回の認可を取得しています。
- ・ 第1回分は2018年5月に申請し、2018年10月に認可を受け、第2回分は、2018年2月に申請し、2018年6月に認可を受けています。建設工事については、2018年10月に着工しています。
- ・ その後、新規規制基準下での設計および工事の方法の認可申請について、2018年11月9日に行っており、今後も分割して申請を行っていく予定です。
- ・ 現在は新規規制基準下で工事の再開に必要な、設計および工事の方法の認可申請の申請準備及び工事の準備を行っています。
- ・ 当社は作業においては、法令に基づき適正に対処しています。
- ・ 詳細については、私契約であることから回答は差し控えます。

2018.12.6 日本原燃からの回答

日本原燃株式会社 代表取締役社長 工藤健二 殿

核燃サイクル阻止1万人訴訟原告団 代表 浅石紘爾

質 問 状

貴社は、平成22年5月21日、原子炉等規制法第16条の2第1項に基づいてMOX燃料加工工場の設計及び工事方法の認可（以下「設工認」という）の申請を行いました。その後同法第2項に基づく変更許可申請を行ってきましたが、2018年（平成30年）11月9日、貴社は最終的な設工認の変更の認可申請を行いました。

そこで、原告団は、貴社に対して、設工認に係る施設の設備、機器、器具などの製品（以下「本件製品」という）に関して、下記の事項につき質問を致します。

御多忙とは存じますが、本年12月5日必着で、原告団宛文書もしくはメールにて回答下さいますようお願いいたします。

質 問 事 項

1. 原子炉等規制法16条の2第1項は「加工事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、加工施設の工事に着手する前に、加工施設に関する設計及び工事の方法について原子力規制委員会の認可を受けなければならない。」と規定しています。

ところで、工事に着手することと、工事を始めることは異なります。

前者の着手には施工の準備行為を含みます。従って、例えば現場事務所の用地の確保、設計図系の再検討、施工段取り工程組み、施工機械の段取り、建材の手配、下請業者との契約、地質調査等の施工計画の立案などが着手に該当します。

後者は具体的な施工の実行行為であり、工事そのものを始めること、例えば、仮設事務所の設置、現場における「地ならし」、地縄張り、根伐などがこれに該当します。

原子炉等規制法は「工事に着手する前」と明記していますから、本件先行発注は明らかに上述の施工準備行為、即ち工事前の着手に該当しますから、認可前の発注が同規定違反であることは明らかです。

ところで、貴社は、設工認の認可が出る前に本件製品の製造を先行発注もしくは指名した事実（以下、「先行発注」という）がありますか。

先行発注したことがあるとすれば、下記事項について回答して下さい。

記

- ① 発注先（製造元）の住所・名称（会社名など）
 - ② 本件製品の名称
 - ③ 発注回数とその年月日
 - ④ 本件製品ごとの発注代金
 - ⑤ 納品の有無、納品年月日、引渡し及び保管場所
 - ⑥ 納品検査の年月日、検査結果
2. 上述のように、発注は設工認が出てから行うべきものと解されますが、上記先行発注はどのような根拠に基づいて行われたのですか。
 - ① 法律上の根拠を明らかにされたい。
 - ② 貴社内規上の根拠を明らかにされたい。

内規の名称、適用条項

内規を改訂したことがあります。

改訂の年月日、改訂した理由、改訂後の内規の内容
 3. 先行発注した理由もしくはその背景事情は何ですか。
 4. 先行発注の事実は原子力規制庁もしくは原子力規制委員会に報告（事前もしくは事後に）しているのでしょうか。報告に対する原子力規制庁・原子力規制委員会の対応如何。
 5. 申請通りに設工認の認可が出なかった場合、仕様変更・設計変更を余儀なくされた場合、先行発注した本件製品の取扱いにつき、貴社はどのような対応をとるのでしょうか（廃棄、改造、先行受注のキャンセルなど・・・）。逆に言えば先行発注の際、不認可のリスクは考えていないのでしょうか。

不認可となったことにより、貴社が被る経済的損失はどのような方法で填補されるのでしょうか。また、生じた損害の賠償責任はどのように処理される体制にあるのでしょうか。先行発注を決定する部署はどこですか。

無駄な支出は、結局は電気利用者である国民、企業などの負担となる訳ですが、その点についてどのようにお考えですか。本件製品の発注代金が高額な場合はなおさらです。

「止めよう核燃料サイクル政策」
省庁VS議員と市民の院内集会
省庁交渉の限界 11月30日交渉

事務局長 山田清彦

昨年、原子力委員会は、余剰プルトニウムについて「利用が促進されない限り再処理を進めることを認めない」という決定をした。

高速増殖炉原型炉「もんじゅ」には研究開発費にお金が掛かり過ぎるということで、政府が中止を自ら決めた。その上で余剰プルトニウムを持たないというので、プルトニウムリサイクルについてブレーキが掛かったものだと思っていた。

そこで、11月30日に「止めよう核燃料サイクル政策」と題し、省庁VS議員と市民の院内集会に参加することにした。

ところが省庁の担当者からは、安倍政権が画策する「高速炉計画」が錦の御旗のようで、何時かは「高速増殖炉」に辿り着くべく努力していくし、エネルギー基本計画にもあるのだから、「プルトニウムリサイクルは行う」の一点張りであった。

私たちからすれば、海外の実例を丁寧に示して、日本もそろそろ現実的な選択をして頂きたいという訴えをしているのだが、回答する側の担当者が頑として譲らない。

「エネルギー基本計画ではそれを進めていく、と書いているので、進めることには間違いがないですよ」で、押し通す戦術が見て取れた。

私は、六ヶ所再処理工場の重大事故対策への対処に「現場の作業員に10mSvを目安に修復作業に当たって貰う」とあったので、実際はどのくらい被ばくするかと訊いたら、「事故の収束に際しては、事故拡散を防止するために上限250mSvまで被ばくを認める」という回答があった。

また、「福島原発事故の際に、4号機の燃料プールが空炊きになった場合、東京都民を中心として約5000万人の人たちが避難しなければいけない」と近藤俊介が言ったことを取り上げて、「六ヶ所村で約3000トンの使用済み燃料が空炊きになったら、どこまでの広範囲な方々が避難しなければならないのか」と尋ねたら、「そういうことにはならない」で終わりだった。

結局は、我々の質問に対してちゃんと答えないという姿勢が目立った。

12月14日、今度は火山の問題で東京のグループと一緒に、海渡・中野両弁護士も同席して交

渉に臨んだ。

昨年1月に十和田湖のカルデラ火山が噴火した際のハザードマップが公表され、十和田湖周辺住民が不安を抱えて住むことになった。

そして、米軍三沢基地に約100cmの火山灰が降り、再処理工場にも約60cmが降り積もると読めるマップを公表したのに、日本原燃が十和田湖の火山の降灰をほとんど無視し、従来の36cmの降灰評価で十分としたことを問題ありとして質問したが、原子力規制委員会からは糠に釘のような回答だった。

青森で交渉していると、日本原燃や六ヶ所村、青森県、その他の省庁や電力会社、他の自治体に行っても、ちゃんとした回答が得られずに、もどかしい思いをしている。

特に、省庁で回答は得られずに、「今日伺った内容は上に伝える」で終わることが通常である。そのために、省庁交渉が東京で行えるのであれば、もっとちゃんとした回答が得られると過剰に期待してしまうのだが、結局は期待外れで帰ることになることが多いのが現実のようだ。

しかし、それでも機会があれば、省庁との交渉に誠意のある回答を期待してしまうのである。

追記——1月4日、たまたま六ヶ所村の高瀬川付近で、白鳥を見ていたのだが、オスプレイ2機が着陸訓練をしていた。年初めに、米軍横田基地から飛行訓練をしていたが、万が一に再処理工場の上空で墜落という事態も想定されるかもしれない。アメリカでは、野生動物の上を飛行しないということだが、日本では国民の上を飛んできているし、空中給油なども既に行われているかもしれない。さらには、自衛隊三沢基地のF-35Aもレーダーにキャッチされないステルス性能を有し、敵攻撃能力が高まったと言われているが、それが天ヶ森射爆撃場で射爆訓練をして、再処理工場の上空を飛来しているかもしれない。

そんな危険な場所で再処理をしようとしていることについて、多くの国民に実態を知らせることも必要だろうし、訓練自体に断固反対の声を上げていかなければならないと思う。

一南海トラフ巨大地震で最貧国に転落か 神奈川県在住 原告 山浦 元

本紙115号で、東日本大震災～福島第一原発の惨事を予測し、警告するかの如く2006年に公開された映画・新「日本沈没」に言及しました。小松左京の原作小説は、1973年（昭和48年）3月に初版発行後、7月には154版が発行されるベストセラーとなり、直ちに映画化されました（森谷司郎監督、小林桂樹・藤岡弘・いしだあゆみ主演、脚本は「七人の侍」を手掛けた橋本忍）。筋書きはほぼ原作通りで、製作費5億円、880万人の観客を動員した超弩級の大作でした。しかし当時の私は、69～70年代初頭に全国で吹き荒れた全共闘運動～大学闘争の過程で解雇された友人たち（関東学院大K氏・物理、日大K氏・農学、東京理科大M氏・建築、神戸大M氏・独文ほか）の裁判闘争に関わっていて余裕がなく、小説は斜め読みしたものの、痛恨の極みと言うべきか、映画は見逃してしまったのです。付記すると、関東学院大K氏の解雇撤回訴訟で東京高裁～最高裁の弁護を担ってくれた弁護士は、当時仙谷由人法律事務所にも所属していた石田省三郎氏で、現在福島第一原発事故の東京電力強制起訴裁判で検察官役を務めています。奇しくも石田氏と海渡雄一弁護士が東京地裁で共闘することになるとは・・・もちろん想定外でした。東大の自主講座で宇井純氏と公害原論・大学論を精力的に展開していた生越忠氏も、私たちを支援してくれました。その後、生越氏と青森地裁で共闘することになったのですが「小松左京はよく勉強している」と感心していました。

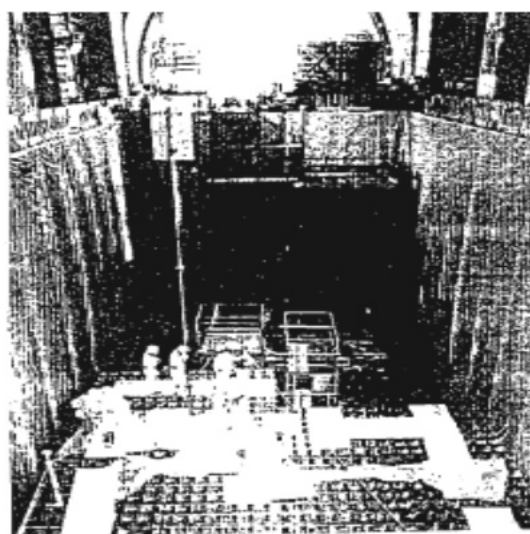
56年、国家プロジェクトとして核燃サイクルの開発を目標に科学技術庁と日本原子力研究所が設立され、原子力の平和利用の名の下に核兵器製造を視野に入れた政・官・産・学の暴走が始まりました（60年、就活で原研を訪れたことを思い出します）。しかし元々米国が軍事利用目的で開始した原子力技術に「民主制」や「公開性」を求めるのは幻想に過ぎないことが一般に自覚され始めたのは、あらゆる学問の存立基盤である大学や研究者の在り方が根底から問われた大学闘争をくぐってからでした。スリーマイル島とチェルノブイリの惨劇（79年、86年）を予感したかのように75年武谷三男氏を代表として原子力資料情報室が創設されたのは象徴的な出来事と言えます。同様に95年の阪神・淡路大震災を予見するかの如く73年に出現した映画が上記森谷監督の旧「日本沈没」でした。

ところが去る3月、何故か近くの書店に突然『1973「日本沈没」完全資料集』（洋泉社、2018年3月22日初版発行、3800円）なる新刊書が現れたのです。45年を経て今度は9月6日の北海道大震災、近く襲来する南海トラフ巨大地震（M8～9、30年以

内の発生確率70～80%）を予知し、警告するために蘇ったのか？早速購入し、映画のDVDも発売元の東宝から入手しました。その解説欄には73年公開当時の制作者の言葉「大地震の危機は目前に迫っている。一刻も早く対策をという祈りをこめて映画は完成した」および森谷監督の一文「私達の日常を見ていると、もう既に沈没は始まっているのではないかという、悲しい思いに動かされながら、この映画を撮り終えた」が記されていました。TV画面ながら凄惨の一語に尽きる力作を初めて鑑賞し、やはり南海トラフ大震災を警告すべく蘇生したのだと実感しました。必見です。

6月7日、土木学会は南海トラフ地震による建物、道路の破壊等の直接被害は約170兆円、地震から20年間の経済的間接被害（工場、輸送路等の被災による企業減収、国民所得の減少）は阪神・淡路大震災でデータをもとに約1240兆円と推計、合計1410兆円になると公表しました。これは今年度の我が国の予算（97兆7千億円）の14年分に相当します。発表した大石久和会長いわく「我が国は世界の最貧国に転落する・・・」。

南海トラフと同様、地震調査委員会が発生を予想しているM8の三陸沖北部地震、M8.8～の北海道千島海溝巨大地震が発生し、六ヶ所再処理工場の使用済燃料（3400トン）貯蔵プールが破壊されて冷却機能が失われると水素爆発が起こります。さらに核燃料棒が近接すれば即発臨界という急激な核暴走が起り、未曾有の大惨事に至ります。1996年9月、浅石紘爾代表、伊東良徳弁護士、高木仁三郎さんたちと再処理工場の検証に入ったとき、建設中の使用済燃料貯蔵プール（写真）の上で、地獄の底を見下ろしているロダンの彫像のような心境になり、高木さんと「地獄に落ちて、ここだけは落ちたくないなあ」と苦笑したことを思い出します。



地獄の元素プルトニウム=使用済燃料を生み出すために原発を動かすことは、もう止めにしなければならぬ。
（2018年12月 記）

六ヶ所核燃などを巡る動き

2018年

- 10. 19 原子力規制委員会：再処理工場を視察。モニタリングに関連した施設や、これまでにトラブルがあった施設の改善状況などを確認。
- 27 原告団：核燃研を開催（東京共同法律事務所）。
- 11. 9 日本原燃：MOX燃料工場の燃料加工建屋について、新規制基準適合に向けた設計変更の認可を原子力規制委員会に申請。
- 11 「2018年 反核燃 秋の共同行動」を開催。浅石弁護士が基調講演をする（青森市）。
- 22 原告団：核燃研を開催（東京共同法律事務所）。
- 27 原告団：事務局会議を開催。
- 28 原子力規制委員会の更田豊志委員長：再処理工場の安全審査に関し、稼働に向けた合格証となる審査書案の草案が手元に届いたと明かした上で、原燃に確認が必要な点があるとして再び審査会合を開く可能性を示唆した。審査書案の取りまとめについて「年内は難しい」とも述べた。
- 30 脱原発政策実現全国ネットワーク：「11/30 止めよう核燃料サイクル政策 省庁vs議員と市民の院内集会」開催。山田事務局長が参加。
- 12. 7 原告団：核燃裁判。「原子力規制委員会が策定した新規制基準について、重大事故対策などに不備や欠陥があるため不合理」とした準備書面を提出。
- 7 原告団：MOX燃料工場の装置や機器について、原子力規制委員会の認可前に原燃が製造元に先行発注した法令違反がある－と主張する内部告発状が届き、それを受けて記者会見を開催。原燃に質問状を提出し、原燃からは「法令に基づき適正に対処している」と否定する回答があった。
- 10 日本原燃：新規制基準への適合性審査が最終局面を迎えている再処理工場など、核燃料サイクル施設を報道陣に公開。
- 14 原子力規制を監視する市民の会：「緊急政府交渉&院内集会★六ヶ所再処理・核施設の火山審査を問う！巨大噴火リスク無視してよいのか？」を開催。山田事務局長が参加。
- 17 日本原燃：再処理工場の精製建屋で、4階廊下に非放射性の水約510リットルが漏えいしたと発表。
- 18 原子力規制委員会：新規制基準適合への主要な審査を終えた再処理工場の審査会合を3カ月ぶりに再開。日本原燃に対し、重大事故対策などに関して追加説明が必要となった論点を提示。原燃は規制委からの指摘を踏まえた補正申請書を提出済み。原子力規制庁の金城慎司安全規制管理官は補正書について「われわれが求めている水準ではなかった」と指摘。
- 19 原子力規制庁：原子力規制委員会の定例会合で、再処理工場で核燃料物質に汚染されたポンプの管理が不適切だったとして、保安規定違反に当たると報告した。ポンプを入れた容器に「空」の表示が付いたまま、汚染検査や必要な措置を講じない状態で、放射線管理区域外の建屋へ搬出されていた。
- 20 日本原燃：臨時株主総会と取締役会で、2019年1月1日付で工藤社長が退任し、増田尚宏特別顧問（60）が就任する役員人事を決定。
- 21 リサイクル燃料貯蔵（RFS）：「2018年後半」としていた使用済核燃料中間貯蔵施設（むつ市）の操業開始時期について、新たな目標を「21年度」と約3年先送りした。
- 27 日本原燃：MOX燃料工場に関する、設工認申請を原子力規制委員会に提出。新規制基準の運用後では2回目。

2019年

- 1. 12 原告団：事務局会議を開催。
- 18 原子力規制委員会の山中伸介委員：再処理工場などを視察し、新規制基準に伴う安全対策などを確認した。保安規定違反などのミスが相次いでいることに「安全文化の醸成が必要だ」などと訴えた。

お知らせ

◎核燃裁判

日 時：2019年3月8日（金）13:15～
場 所：青森地方裁判所

◎2019年 さようなら原発・核燃、「3・11」青森集会

日 時：2019年3月10日（日）12:30～16:00
会 場：青森市文化会館 大ホール
（詳細は同封のチラシをご覧ください。）

◎「4・9反核燃の日」全国市民集会

日 時：2019年4月7日（日）13:00～15:00
会 場：青森市民ホール 1F 会議室(1)
（詳細は同封のチラシをご覧ください。）

感謝とご冥福をお祈りいたします。

昨年、8月20日、原告団の会計監査、核燃阻止実行委員会の代表を務め、いつも前向きに核燃反対の運動の先頭に立ち勢力的に活動していた、澤口進さんが逝去されてから半年。このたび奥様とご遺族の方から、多額のカンパを頂き心から感謝申し上げます。澤口さんの想いを引き継ぎ、有意義に活用させていただきます。重ねて澤口さんのご冥福をお祈りいたします。ありがとうございました。

編集後記

原告団ニュースを事務局で編集・印刷・製本と手作りを始めてから今回で3回目、出来上がりはいかがでしょうか。

どうしても、印刷屋と違って写真等はきれいにならず、申し訳ありません。

それでも、経費削減のためにご了承下さい。

少しでも、見やすく、読みやすいニュースを作っていきたいと思っています。

ぜひ、皆様のご意見や、投稿をお寄せください。3ヶ月毎の発行なのですが、あっという間に月日は経っていきます。

核燃裁判も今年で31年目をむかえます。

こんなに長きにわたって裁判をするとは思っていませんでしたが、沖縄で起こっていることや、現在の青森県の姿を見ると、「国策」という名のもとに行われる政治、経済政策に憤る。1973年、寺下力三郎さんが「国総合開発法案」の審議会の公述人で、「開発は自治権の侵害/対話のない政治公害」「村の連帯感が崩れる/強い反対姿勢を示す」と主張。「国策」を批判したことが記録にあります。

先人たちの闘いに学ぶことが多くあることを感じるこの頃です。

K・伊藤

冬期カンパのお願い

いつもお願いばかりで恐縮ですが、原告団は会員の皆様の会費・カンパのご支援により運営されています。今回のニュースと一緒に冬期カンパの振込用紙を同封しました。何卒よろしくお願いします。

カンパを戴いた方々です（敬称略）。
ありがとうございました。

「個人情報保護のため、
お名前の公表を控えます。」

会員・サポーター募集中！！

核燃サイクル阻止1万人訴訟原告団

〒039-1166 青森県八戸市根城9-19-9

浅石法律事務所内

TEL/FAX 0178-47-2321

郵便振替:02300-9-37486

『核燃阻止原告団』

会 員 /年間6000円（購読料共）

サポーター /年間3000円（購読料共）

eメール 1man-genkoku@mwe.biglobe.ne.jp

ホームページ <http://www5a.biglobe.ne.jp/~genkoku/>